

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第1（第2条関係） [略] 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ノウサギ及びドバト (3)～(10) [略] [略] 9 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び <u>保育所</u> を除く。）の設置等に係る書類の受理に関する事務で規則で定めるもの [略]	別表第1（第2条関係） [略] 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) [略] (2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、 <u>ミンク</u> 、 <u>アナグマ</u> 、 <u>アライグマ</u> 、 <u>ハクビシン</u> 、 <u>イノシシ</u> 、ニホンジカ、ノウサギ及びドバト (3)～(10) [略] [略] 9 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、 <u>保育所</u> 及び <u>幼保連携型認定こども園</u> を除く。）の設置等に係る書類の受理に関する事務で規則で定めるもの [略]
	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）

[略]	
<p>2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第59条第3項の施設の設備又は運営の改善その他の勧告（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第59条第5項及び第6項の事業の停止又は施設の閉鎖の命令（法第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>	[略]
[略]	
<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第7条第2項の病床の種別等の変更の許可（病院に係るものに限る。）</p>	[略]

[略]	
<p>2の2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第59条第1項の報告の徴収又は立入調査等（<u>法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。</u>）</p> <p>(2) 法第59条第3項の施設の設備又は運営の改善その他の勧告（<u>法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。</u>）</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第59条第5項及び第6項の事業の停止又は施設の閉鎖の命令（<u>法第6条の3第9項から第12項まで並びに第39条第1項及び第2項の業務を目的とする施設に係るものに限る。</u>）</p> <p>(5)～(8) [略]</p>	[略]
[略]	
<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第7条第2項の病床の種別等の変更の許可（病院に係るもの（<u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第1項第14号に掲げる事項にあっては、各病室の病床数に係るものに限る。</u>）に限る。）</p>	[略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 法第9条第2項の開設者の死亡又は失そ
うの届出の受理（病院に係るものに限る。）

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 法第46条の3第1項ただし書の医師又は
歯科医師以外の理事長選出の認可

(18) [略]

(19) [略]

(2) 法第7条第3項の診療所の病床の種別等
の変更の許可（医療法施行規則第1条の14第
5項第3号に掲げる事項にあつては、各病室
の病床数に係るものに限る。）

(3) [略]

(4) [略]

(5) 法第9条第2項の開設者の死亡又は失踪
の届出の受理（病院に係るものに限る。）

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) 法第46条の3第1項ただし書の医師又は
歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定
める場合に限る。）

(19) 法第46条の4第5項の仮理事の選任

(20) 法第46条の4第6項の特別代理人の選任

(21) [略]

(22) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) 法第46条の4第5項の仮理事の選任

(24) 法第46条の4第6項の特別代理人の選任

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

[略]

7 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第9号に掲げる事務にあっては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。

(1)～(11) [略]

花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町及び大槌町

[略]

10 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものに限る。）

(1)～(4) [略]

(5) 法第46条第2項の定款変更の認可（法第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。）

(6) 法第46条第4項において準用する法第28条の認可又は不認可の通知（前号の認可に係

[略]

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

[略]

7 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第9号に掲げる事務にあっては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。

(1)～(11) [略]

花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町及び大槌町

[略]

10 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものに限る。）

(1)～(4) [略]

(5) 法第46条第5項の定款変更の届出の受理（法第25条第3号、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。）

[略]

<p>るものに限る。)</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>	
[略]	
<p>14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>法第101条の2第2項の経済産業大臣への通知</u></p>	[略]
[略]	
<p>17の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）<u>に基づく次に掲げる事務</u></p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第49条第1項第1号の規定により店舗販売業の許可申請を行ったときに行われたものとみなされる法第39条の3第1項の管理医療機器の販売業又は貸与業の届出の受理</u></p> <p>(2) 政令第49条第1項第2号の規定により店</p>	[略]

<p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	
[略]	
<p>14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）</p> <p>(1)～(23) [略]</p>	[略]
[略]	
<p>17の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第39条の2第2項の管理者の兼任の許可</u></p>	[略]

舗販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる法第40条第2項において準用する法第10条第1項の休廃止等の届出の受理又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）による改正前の政令第49条第1項第2号の規定により特例販売業の届出を行ったときに行われたものとみなされる薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第40条第2項において準用する旧法第10条の休廃止等の届出の受理

(3) 旧法第72条第4項の改善の命令又は使用の禁止（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(4) 旧法第72条の4第1項の措置の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(5) 旧法第73条の管理者の変更の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

(6) 旧法第75条第1項の許可の取消し又は業務の停止の命令（特例販売業の許可を受けた者に係るものに限る。）

[略]

25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下 大船渡市、花巻市

[略]

25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下 大船渡市、花巻市

この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、西和賀町及び九戸村
25の2 国土利用計画法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、西和賀町、普代村、野田村、九戸村及び洋野町
25の3 削除	
26 [略]	[略]
[略]	
27 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例(平成10年岩手県条例第47号)に基づく次に掲げる事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1)～(14) [略] (15) 法第29条第1項の事業報告書等の受理 (16)～(32) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸町

この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	、 <u>北上市</u> 、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、西和賀町及び九戸村
25の2 国土利用計画法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、 <u>北上市</u> 、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市、葛巻町、西和賀町、普代村、野田村、九戸村及び洋野町
26 [略]	[略]
[略]	
27 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例(平成10年岩手県条例第47号)に基づく次に掲げる事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。) (1)～(14) [略] (15) 法第29条の事業報告書等の受理 (16)～(32) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、 <u>滝沢市</u> 、葛巻町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、普代村、軽米町、野田村、洋野町及び一戸

[略]	
29の2 [略]	[略]
30 削除	
30の2 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略] (3) 法第3条第2項の有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知 (4) 法第3条第3項の報告等の命令 (5) 法第3条第4項の土地の利用の方法の変更の届出の受理 (6) 法第3条第5項の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し (7)～(32) [略]	[略]
[略]	
32 [略]	[略]

	町
[略]	
29の2 [略]	[略]
30 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略] (3) 法第3条第3項の有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知 (4) 法第3条第4項の報告等の命令 (5) 法第3条第5項の土地の利用の方法の変更の届出の受理 (6) 法第3条第6項の健康の被害が生ずるおそれがない旨の確認の取消し (7)～(32) [略]	[略]
[略]	
32 [略]	[略]
32の2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。） (1) 法第4条の受給資格の認定 (2) 法第6条第1項の就学支援金の支給 (3) 法第8条第1項の就学支援金の支給の停止 (4) 法第9条の就学支援金の支払の一時差止	盛岡市

32の2 [略]	[略]
[略]	
35の3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（県立の施設に係るものを除く。） （1） <u>省令第19条第1項</u> の博物館に相当する施設の指定要件の審査 （2） <u>省令第19条第2項</u> の实地審査 （3）～（5） [略]	花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町及び大槌町
[略]	
36の6 削除	

め （5） <u>法第11条第1項</u> の不正利得の徴収 （6） <u>法第17条</u> の保護者等の収入の状況の届出の受理 （7） <u>法第18条第1項</u> の報告の命令等（同項に規定する受給権者、その保護者等又はこれらの者であった者に対するものに限る。）	
32の3 <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）に基づく特定医療費の支給認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの</u>	遠野市、滝沢市、平泉町、岩泉町及び田野畑村
32の4 [略]	[略]
[略]	
35の3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（県立の施設に係るものを除く。） （1） <u>省令第20条第1項</u> の博物館に相当する施設の指定要件の審査 （2） <u>省令第20条第2項</u> の实地審査 （3）～（5） [略]	花巻市、久慈市、遠野市、 <u>一関市</u> 、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町及び大槌町
[略]	
36の6 <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下この項において「省令」という。）</u> に基づく	<u>盛岡市</u>

	<p>[略]</p>	<p>次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>省令第3条第2項の受給資格の認定又は不認定の通知</u></p> <p>(2) <u>省令第3条第3項の氏名の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>省令第4条第1項の受給事由消滅の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>省令第4条第2項の受給事由消滅の通知</u></p> <p>(5) <u>省令第6条第1項の学則等の受理</u></p> <p>(6) <u>省令第6条第2項の授業料の減免の届出の受理</u></p> <p>(7) <u>省令第8条第1項及び第2項の額の通知</u></p> <p>(8) <u>省令第9条の支払の時期の決定</u></p> <p>(9) <u>省令第10条第2項の申出書の受理</u></p> <p>(10) <u>省令第10条第3項の支給の停止又は再開の通知</u></p> <p>(11) <u>省令第11条第1項の収入の状況の届出期限の決定</u></p> <p>(12) <u>省令第11条第3項の通知</u></p> <p>(13) <u>省令第12条の支給実績証明書の発行</u></p> <p>(14) <u>省令第14条の事務の委託</u></p> <p>[略]</p>	<p>次に掲げる事務（市町村が設置する高等学校に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>省令第3条第2項の受給資格の認定又は不認定の通知</u></p> <p>(2) <u>省令第3条第3項の氏名の変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>省令第4条第1項の受給事由消滅の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>省令第4条第2項の受給事由消滅の通知</u></p> <p>(5) <u>省令第6条第1項の学則等の受理</u></p> <p>(6) <u>省令第6条第2項の授業料の減免の届出の受理</u></p> <p>(7) <u>省令第8条第1項及び第2項の額の通知</u></p> <p>(8) <u>省令第9条の支払の時期の決定</u></p> <p>(9) <u>省令第10条第2項の申出書の受理</u></p> <p>(10) <u>省令第10条第3項の支給の停止又は再開の通知</u></p> <p>(11) <u>省令第11条第1項の収入の状況の届出期限の決定</u></p> <p>(12) <u>省令第11条第3項の通知</u></p> <p>(13) <u>省令第12条の支給実績証明書の発行</u></p> <p>(14) <u>省令第14条の事務の委託</u></p> <p>[略]</p>
2	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>6 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>6 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>6 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年</p>

。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

- (1) [略]
- (2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの

カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ及びドバト

- (3)～(10) [略]

[略]

法律第88号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務

- (1) [略]
- (2) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可（鳥獣の管理を目的とする場合であって、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る場合に限る。）のうち、次に掲げる鳥獣に係るもの

カワウ、ゴイサギ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ及びドバト

- (3)～(10) [略]

[略]

3 別表第2（第3条関係）

[略]

2の16 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに限る。）

- (1)～(5) [略]
- (6) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成7年法律第105

[略]

別表第2（第3条関係）

[略]

2の16 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに限る。）

- (1)～(5) [略]
- (6) 法第9条の7の5第1項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成7年法律第105

[略]

号) <u>第305条</u> の立入検査等 (7)～(38) [略]	号) <u>第305条第1項</u> の立入検査等 (7)～(38) [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年5月29日から、表3の項の改正部分は保険業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第45号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1若しくは別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1若しくは別表第2に掲げる事務で市町村の長又は教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第1の6の項及び前項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。
- 4 この条例の施行の際改正前の条例別表第2の2の15の項に掲げる事務に係る医療法(昭和23年法律第205号)の規定により盛岡市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同項に掲げる事務に係る同法の規定により盛岡市長に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。